

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年9月5日現在

機関番号：22701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2018

課題番号：17K13619

研究課題名(和文) 国際立憲主義が海洋法に及ぼす影響

研究課題名(英文) The Impact of International Constitutionalization on the Law of the Sea

研究代表者

瀬田 真 (SETA, MAKOTO)

横浜市立大学・国際総合科学部(八景キャンパス)・准教授

研究者番号：90707548

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：国際立憲主義の力点として、(1)法の支配、(2)民主主義、(3)人権規範の強調、(4)規範の階層性の四つが挙げられる。本研究は、近年国際法の潮流として強まるこの国際立憲主義の観点、特に、(1)の法の支配の観点から海洋法を見直した。国連海洋法条約の締結以降、海洋法上の問題が一方的に司法機関に提訴されるようになった。その結果、比中仲裁をはじめ、多くの裁判が行われるようになった。確かに、司法機関の判断によって、あらゆる海洋法上の紛争が解決してきてかと言えば必ずしもそうではない。しかしながら、司法機関の判断が国家に対して影響を与えていることもまた事実であり、その事実は軽視されるべきではない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、次の二つの学術的意義を有する。第一に、国際法の立憲化研究への貢献である。第二に、海洋法の変化を捉える点においてである。現在、国際海洋法は「海洋の自由」から「海洋の管理」への大きな変革の時を迎えており、この文脈において、立憲化という潮流が、国際法の中の一つの支流である海洋法を、より国内法モデルに寄せていることは、評価されるべきである。また、学術の文脈を離れ実務的にも、四面を海に囲まれた日本にとって、海洋の法秩序は非常に重要である。特に、中国・韓国・ロシアといった海を隔てた隣国との現状に鑑みれば、国際海洋法を正しく理解し、運用することが重要である。

研究成果の概要(英文)：International constitutionalization put emphasis on the following four points: (1) the rule of law, (2) democracy, (3) human rights norm, and (4) hierarchy of norms. In this research, from this perspective of international constitutionalization, especially the rule of law, the current state of the law of the sea is examined. Since the adoption of the UN Convention on the Law of the Sea (UNCLOS), State parties have unilaterally brought the dispute before the UNCLOS tribunals. Certainly, sometimes their decisions are not followed by the parties to the dispute as in the case of the South China Sea Arbitration. However, it is also confirmed the decision of the tribunals have given an impact on the behavior of States more or less and this fact should not be underestimated.

研究分野：国際法

キーワード：国連海洋法条約 海洋法 国際立憲主義 法の支配 民主主義

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

国際立憲主義の研究が進み、その限界も捉えられるようになるなかで、海洋法については、国際法の伝統的かつ重要な分野の一つであるにもかかわらず、立憲化の議論がほとんど行われていなかった。その理由の一つには、国際立憲主義と海洋法が親和的でないこと側面があるのかもしれない。他方で、法の支配などは、海洋の分野においても強調されるところであり、その研究は国家間関係においても重要と思われる。そこで、国際立憲主義が海洋法にどのような影響を及ぼしているかについて考察した。

### 2. 研究の目的

国際立憲主義という概念は多義的であり、その意味するところは同概念を用いる人や機関によって異なることも少なくない。ただ、現在では、国際立憲主義の力点として、(1)法の支配、(2)民主主義、(3)人権規範の強調、(4)規範の階層性の四つが一般的に挙げられるようになっている。本研究は、近年国際法の潮流として強まるこの国際立憲主義の観点から、海洋法を見直すものである。海洋法においては、17世紀より唱えられてきた「海洋の自由」が限界を迎え、現在では、「海洋の管理」の必要性が叫ばれるようになってきていることから、上述の国際立憲主義の四つの力点を軸として、この海洋の管理の現在ある姿、そしてあるべき姿を検討していく。

### 3. 研究の方法

まず、【課題A】として、立憲化の基礎となる国際立憲主義について研究する。上述した国際立憲主義の四つの力点が、具体的にいかなるものかについての分析を行う。次に、【課題B】として、国際海洋法の立憲化について四つの力点個々の観点から考察を行う。【課題A】と【課題B】との関係について言えば、原則として、前者が後者の基盤となる予定である。他方で、この【課題B】を通して得られた知見は、また逆に【課題A】の研究の深化につながることを期待される。そして、その研究はさらに【課題B】に反映することができると考えられる。この【課題A】と【課題B】との往還によって、国際立憲主義と、国際海洋法の立憲化の双方が豊かなものになっていくと考えられるのである。

### 4. 研究成果

本研究は、近年国際法の潮流として強まるこの国際立憲主義の四つの観点、(1)法の支配、(2)民主主義、(3)人権規範の強調、(4)規範の階層性、のうち、特に、(1)の法の支配の観点から海洋法を見直した。国連海洋法条約の締結以降、海洋法上の問題が一方的に司法機関に提訴されるようになった。その結果、比中仲裁をはじめ、多くの裁判が行われるようになった。確かに、司法機関の判断によって、あらゆる海洋法上の紛争が解決してきてかと言えば必ずしもそうではない。しかしながら、司法機関の判断が国家に対して影響を与えていることもまた事実であり、その事実は軽視されるべきではない。また、法規範に注目を集めて行ってきた本研究であるが、海洋秩序の維持においては、非法規範も重要であることが浮き彫りになった。そのため、今後は非法規範も検討対象として研究を進めていく必要がある。

### 5. 主な発表論文等

Makoto SETA, "The Legitimacy of the International Seabed Authority and the Way it Accepts the Involvement of Non-State Actors in Governing the Area", P. Chaumette (ed), *Transforming the Ocean Law by Requirement of the Marine Environment Conservation*, (2019), pp. 329-342.

瀬田真「海上テロリズムに対する国際条約と日本法制：海洋構築物に対する規制を中心に」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第10巻(2019年)49-71頁。

#### 〔雑誌論文〕(計5件)

Makoto SETA, "The Legitimacy of the International Seabed Authority and the Way it Accepts the Involvement of Non-State Actors in Governing the Area", P. Chaumette (ed), *Transforming the Ocean Law by Requirement of the Marine Environment Conservation*, (2019), pp. 329-342.

瀬田真「判例評釈：ガーナ・コートジボワール ITLOS 特別裁判部判決(本案)」『横浜市立大学論叢(社会科学系列)(廣田全男教授退職記念号)』第70巻2号(2019年)279-305頁。

瀬田真「海上テロリズムに対する国際条約と日本法制：海洋構築物に対する規制を中心に」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第10巻(2019年)49-71頁。

Makoto SETA, "Book Review, The Challenges to International Law and the Law of the Sea in the 21st Century", *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 61 (2019), 346-351.

Makoto SETA, "Toward the Establishment of Legal Framework against Marine Litter in Northeast Asia", Proceedings of the 11th Meeting of the Port-city Universities League (PUL), (2017), pp. 234-242.

〔学会発表〕(計 5 件)

瀬田真「海洋における生物多様性問題」第3回東アジア国際法フォーラム(2018年10月6日)

Makoto SETA, "Criminalization of IUU fishing in the Pacific", at Biennial Conference of the International Law Association, (Aug 22, 2018).

Makoto SETA, "The Way to Promote the Effectivity of the Dispute Settlement System under the UNCLOS", The South China Sea Arbitration Award 12 July 2016: Promoting a Rules-Based International System, (July 12, 2018).

Makoto SETA, "Privatization of Rules of Reference under the UNCLOS: the Case of ISO Standards" UNCLOS: Solutions for managing the Maritime Global Commons, (October 5, 2017).

瀬田真「海洋法条約紛争解決手続における実体的規則の展開」国際法学会平成29年度研究大会(2017年9月6日)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者  
研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。